

10月から水痘予防接種が定期接種化されます!

(水ぼうそう)

水痘の予防接種が、10月1日から定期接種になり、公費で受けられるようになります。対象となる方には、9月下旬に通知をお送りしますでの早めに接種しましょう。

- 【対象者】** 1歳から3歳未満の方 → 2回接種
- 【経過措置対象者】** 3歳から5歳未満の方 → 1回接種
※平成26年10月1日から平成27年3月31日までの期間に限ります。
- 【標準的接種時期】** 1回目：生後12カ月から生後15カ月に至るまで
2回目：1回目終了後、6カ月から12カ月の間隔をあけて接種(最低3カ月以上あければ可能)
- 【注意事項】**
- 水痘にかかったことのある方は対象となりません。
 - 過去に任意接種(自費)で水痘ワクチンを接種したことがある場合は、すでにその回数分の接種を受けたものとみなします。
 - 対象者の年齢は、実際に接種を受ける時点での年齢です。経過措置対象者のうち10月中に5歳の誕生日を迎える方は、接種期間が大変短い場合がございます。

水痘とは?

水痘は、水痘帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる、発疹を伴う急性の感染力の強い病気で、90%以上は9歳以下に発症しています。せきやくしゃみによる飛沫感染・空気感染と、水痘内に存在するウイルスに触れる接触感染でうつり、保育園などでの集団感染が多く見られます。

水痘ワクチンを1回接種することで、水痘のかかる割合を80%から85%程度、重症化をほぼ100%防ぐことができると言われています。

子どもの予防接種を広域化します

10月1日より町の指定医療機関(南越前町・越前市内)以外でも、県内全域で子どもの定期予防接種を受けることができるようになります。

- 【対象となる方】** 以下のいずれかを満たす方
- ①かかりつけ医が町の指定医療機関以外の方
 - ②基礎疾患があるなどの医学的な理由により、接種時に主治医の判断が必要な方
 - ③母親の出産などで、指定区域外に長期間滞在している方
 - ④指定区域外の施設などに入所している方
 - ⑤その他、やむを得ない事情により町の指定医療機関での接種が困難な方
- 【医療機関】** 広域的予防接種を承諾している福井県内の約170医療機関
※直接、希望する医療機関にお問い合わせください。 ※町ホームページをご覧ください。
- 【接種手続き】**
- ①事前に希望する医療機関に予約する。
※広域的予防接種であることを伝えてください。
 - ②母子健康手帳、町の予診票を持参して接種を受ける。
※接種するワクチンが増えています。医療機関で接種スケジュールを作ってもらいましょう。



高齢者の方へ 予防接種費用の助成

高齢者の肺炎球菌予防接種費用の助成が始まります!

10月1日から新たに高齢者用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種(国が国民に接種を推奨するワクチン)に指定されました。

町では対象となる高齢者の方に予防接種費用の助成を行います。対象となる方には接種券(はがき)をお送りします。

▶高齢者用肺炎球菌予防接種

- 【対象者】**
- 平成26年度(平成26年4月1日~平成27年3月31日)に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方。
※平成30年度までの間は、各年度ごとに上記5歳刻みの方が対象になります。
 - 平成26年度(今年度)に限り101歳以上の方
※ただし、過去に高齢者用肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌ワクチン)の接種を受けたことのある方は対象となりません。
- 【接種期間】** 平成26年10月1日(水)から平成27年3月31日(火)まで
- 【自己負担額】** 4,000円



▶高齢者用肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌ワクチン)について

- 肺炎球菌感染とは 肺炎球菌は健康な人でも、鼻やのどから見つかる菌ですが、抵抗力が弱まると肺炎や髄膜炎、中耳炎などを引き起こします。特に肺炎は日本人の死因の第3位で、そのうち95%以上が高齢の方です。日常生活で起こる肺炎の原因菌は、肺炎球菌が一番多いといわれています。
- 予防接種の効果 肺炎球菌には約90種類の型があり、肺炎球菌予防ワクチンを接種すると、そのうち成人でも病気を引き起こしやすい23種類の型に対して免疫をつけることができます。1回の接種で少なくとも5年以上抗体が続き、肺炎球菌による感染症の7割を予防し、肺炎にかかっても重症化を防ぐことが期待できます。

▶高齢者インフルエンザ予防接種

- 【対象者】** 昭和24年9月30日までに生まれた満65歳以上の方
- 【接種期間】** 平成26年10月1日(水)から平成27年1月31日(土)まで
- 【自己負担額】** 1,500円

肺炎球菌、インフルエンザ共通

- ◆実施場所 丹南5市町(南越前町、越前市、鯖江市、池田町、越前町)の指定医療機関
※事前に希望する医療機関に電話などご予約をお願いします。
※指定医療機関の詳細は町ホームページに掲載しています。
※管理を要する疾患やその他の理由により指定医療機関以外で接種を希望する方は、申請が必要になります。事前に保健福祉課へお問い合わせください。
※心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能について身体障害1級程度の障害のある60歳以上65歳未満の方で、接種を希望する方は、事前に保健福祉課にお問い合わせください。
- ◆持参するもの・接種券(はがき) ・健康保険証 ・自己負担金

▶予防接種が受けられる町内医療機関

ありが医院 TEL 45-2950 加藤医院 TEL 47-3233 花岡医院 TEL 47-2236
山本内科医院 TEL 47-3070 今庄診療所 TEL 45-0030 河野診療所 TEL 48-2610

— ご不明な点は保健福祉課までお問い合わせください。 ■問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007 —

— ご不明な点は保健福祉課までお問い合わせください。 ■問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007 —